

介護サービス情報の公表制度の概要

参考3

介護サービス情報公表システム (国で一元管理)

都道府県

介護サービス
事業所・施設

利用者

閲覧
(インターネット)

介護サービス
情報の公表

報告
(年1回)

< 介護サービス情報 >

基本情報

運営情報

介護サービス
情報の調査

訪問調査
(必要な場合)

介護保険法(平成9年法律第123号)(抄)

(介護サービス情報の報告及び公表)

第115条の35 介護サービス事業者は、(略)「介護サービス」(略)の提供を開始しようとするときその他厚生労働省令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する介護サービスに係る介護サービス情報(略)を、当該介護サービスを提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた後、厚生労働省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。